

発熱が継続, 強い倦怠感,
息苦しさ等がある味覚異常等,
COVID-19を疑う症状がある場合

発熱など,
感染を疑う
症状がある
場合

医療機関
受診 ※1

医師の判断
により
PCR検査
実施せず

インフルエンザなど登校制限のある疾患の
場合は規定通り。それ以外の場合は解熱剤や
解熱作用のある風邪薬を服用せずに解熱後
3日以上経過し、症状が改善すれば登校可。
ただし、健康監査を継続。

医師の判断
により
PCR検査
実施

検査結果を問わず「PCR検査結果判明の日」
を**1日目とカウントし14日間の登校制限。**
(陽性の場合は原則入院。 ※2)
陰性の場合は健康観察を継続 ※3

※1 受診する医療機関の判断に迷う場合は、保健管理センター（0942-27-6397）に相談（平日9時～17時）

※2 新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（健感発0612第一号令和2年6月12日発出）
「①発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合」を基準とする。

※3 PCR検査を実施後、2週間の経過観察を終えて登校する際のPCR検査の必要性については、症状の有無やPCR検査の特性等を考慮して保健管理センターの判断で決定する。